

平成30年度奈良県立特別支援学校幼稚部・高等部等入学者募集要項を次のように定めます。

平成29年9月15日

奈良県教育委員会教育長 吉 田 育 弘

平成30年度奈良県立盲学校幼稚部・高等部等入学者募集要項

平成30年度奈良県立盲学校幼稚部、高等部第1学年及び高等部専攻科第1学年入学者の募集及び選考は、この要項に基づいて実施します。

1 応募資格

(1) 障害の程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表

「視覚障害者」の項に規定する程度であって、保護者とともに奈良県に居住する者又は特別の事情がある者のうち、次のアからウまでのいずれかに該当するもの

ア 幼稚部：平成24年4月2日から平成27年4月1日までに出生した者

イ 高等部（普通科及び保健理療科）：

① 特別支援学校中学部若しくは中学校を卒業した者又は平成30年3月卒業見込みの者

② 中等教育学校前期課程を修了した者又は平成30年3月修了見込みの者

③ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者

ウ 高等部専攻科（理療科）：

① 特別支援学校高等部若しくは高等学校を卒業した者又は平成30年3月卒業見込みの者

② 中等教育学校を卒業した者又は平成30年3月卒業見込みの者

③ 学校教育法施行規則第150条各号のいずれかに該当する者

(2) (1)の「特別の事情がある者」とは、次のア又はイのいずれかに該当する者であって、奈良県教育委員会教育長に入学志願許可申請を行い、その許可を受けたもののことをいいます。

ア 出願当時は他の都道府県に居住しているが、入学時には奈良県内に居住することが確実な者

イ その他やむを得ない事情がある者

2 募集する部及び学科

幼稚部、高等部（普通科及び保健理療科）及び高等部専攻科（理療科）

3 募集人員

募集人員は「平成30年度県立特別支援学校幼稚部・高等部等入学者募集人員」に定めます。

4 出願手続

出願は次の点に注意して、入学願書等定められた書類を卒業し、若しくは修了した学校又は在学している学校の校長を経て（幼稚部を除きます。）提出してください。

(1) 受付期間

ア 幼稚部 平成30年3月2日（金）から同月6日（火）まで（日曜日及び土曜日を除きます。）の午前9時から午後4時まで

イ 高等部及び高等部専攻科 平成30年2月13日（火）から同月26日（月）まで（日曜日及び土曜日を除きます。）の午前9時から午後4時まで

(2) 出願書類

ア 入学願書（奈良県立盲学校で定める用紙）

イ 眼科医の診断書（奈良県立盲学校で定める用紙又はそれに準じた診断書）

ウ 調査書（奈良県立盲学校で定める用紙。ただし、高等部出願者のみ必要）

卒業し、若しくは修了した学校又は在学している学校の校長（高等部専攻科については、特別支援学校高等部又は高等学校の校長）が作成してください。ただし、平成24年3月以前の卒業（修了）者については、調査書に代えて卒業（修了）証明書を提出してください。

(3) 出願書類の交付

ア 幼稚部 平成30年1月19日（金）から3月6日（火）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除きます。）の午前9時から午後4時まで

イ 高等部及び高等部専攻科 平成30年1月24日（水）から2月26日（月）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除きます。）の午前9時から午後4時まで

（注）出願書類は、奈良県立盲学校で交付します。郵送を希望する場合は、返信用封筒（宛先を明記し、82円切手を貼った長形3号サイズの封筒）を同封して、請求してください。

(4) 提出先

奈良県立盲学校（〒639-1122 大和郡山市丹後庄町2-2-2番地の1）

(5) その他

ア 奈良県立特別支援学校高等部又は高等学校（高等専門学校及び中等教育学校後期課程を含みます。）に在籍している者は、出願できません。ただし、高等部専攻科は除きます。

イ 奈良県立特別支援学校高等部（奈良県立高等養護学校は除きます。）に出願した者は、他の奈良県立特別支援学校高等部又は奈良県内の公立高等学校へ出願することはできません。

5 入学者の選考

次により奈良県立盲学校において実施します。

(1) 期日

ア 幼稚部 平成30年3月12日（月） 午後1時40分から午後3時まで

イ 高等部及び高等部専攻科 平成30年3月12日（月） 午前8時30分から午後3時30分まで

(2) 実施内容

ア 視力検査

イ 行動観察（幼稚部のみ）

ウ 学力検査等（高等部及び高等部専攻科のみ）

① 高等部普通科は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科の検査です。

② 高等部保健医療科及び高等部専攻科医療科は、小論文・総合問題及び機能検査です。

エ 面接

(3) 備考

実施の詳細は、奈良県立盲学校長が別に定めます。

6 選考の結果

平成30年3月14日（水）までに、保護者又は本人に通知します。

7 その他

(1) 出願に当たっては、出願予定校で、必ず入学相談を受けておいてください。

(2) この要項で定めるもののほか、必要な事項は別に定めます。

平成30年度奈良県立ろう学校幼稚部・高等部入学者募集要項

平成30年度奈良県立ろう学校幼稚部及び高等部第1学年入学者の募集及び選考は、この要項に基づいて実施します。

1 応募資格

- (1) 障害の程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表「聴覚障害者」の項に規定する程度であって、保護者とともに奈良県に居住する者又は特別の事情がある者のうち、次のア又はイのいずれかに該当するもの

ア 幼稚部：平成24年4月2日から平成27年4月1日までに出生した者

イ 高等部：

- ① 特別支援学校中学部若しくは中学校を卒業した者又は平成30年3月卒業見込みの者
- ② 中等教育学校前期課程を修了した者又は平成30年3月修了見込みの者
- ③ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者

- (2) (1)の「特別の事情がある者」とは、次のア又はイのいずれかに該当する者であって、奈良県教育委員会教育長に入学志願許可申請を行い、その許可を受けたもののことをいいます。

ア 出願当時は他の都道府県に居住しているが、入学時には奈良県内に居住することが確実な者

イ その他やむを得ない事情がある者

2 募集する部及び学科

幼稚部及び高等部（普通科、生活情報科及び産業システム科）

3 募集人員

募集人員は、「平成30年度県立特別支援学校幼稚部・高等部等入学者募集人員」に定めます。

4 出願手続

出願は次の点に注意して、入学願書等定められた書類を卒業し、若しくは修了した学校又は在学している学校の校長を経て（幼稚部を除きます。）提出してください。

(1) 受付期間

ア 幼稚部 平成30年3月2日（金）から同月6日（火）まで（日曜日及び土曜

日を除きます。)の午前9時から午後4時まで

イ 高等部 平成30年3月2日(金)から同月6日(火)まで(日曜日及び土曜日を除きます。)の午前9時から午後4時まで

(2) 出願書類

ア 入学願書(奈良県立ろう学校で定める用紙)

イ 調査書(奈良県立ろう学校で定める用紙)

① 幼稚部出願者については、保護者が作成してください。

② 高等部出願者については、卒業し、若しくは修了した学校又は在学している学校の校長が作成してください。

(3) 出願書類の交付

ア 幼稚部 平成30年2月9日(金)から3月5日(月)まで(日曜日、土曜日及び祝日を除きます。)の午前9時から午後4時まで

イ 高等部 平成30年2月9日(金)から3月5日(月)まで(日曜日、土曜日及び祝日を除きます。)の午前9時から午後4時まで

(注) 出願書類は、奈良県立ろう学校で交付します。郵送を希望する場合は、返信用封筒(宛先を明記し、82円切手を貼った長形3号サイズの封筒)を同封して、請求してください。

(4) 提出先

奈良県立ろう学校(〒639-1122 大和郡山市丹後庄町456番地)

(5) その他

ア 奈良県立特別支援学校高等部又は高等学校(高等専門学校及び中等教育学校後期課程を含みます。)に在籍している者は、出願できません。

イ 奈良県立特別支援学校高等部(奈良県立高等養護学校は除きます。)に出願した者は、他の奈良県立特別支援学校高等部又は奈良県内の公立高等学校へ出願することはできません。

5 入学者の選考

次により奈良県立ろう学校において実施します。

(1) 期日

ア 幼稚部 平成30年3月12日(月) 午前10時から午前11時30分まで

イ 高等部 平成30年3月12日(月) 午前8時45分から午後4時まで

(2) 実施内容

ア 行動観察（幼稚部のみ）

イ 学力検査及び作文（高等部のみ）

学力検査は、国語、社会、数学、理科及び英語の 5 教科の検査です。

ウ 面接

(3) 備考

実施の詳細は、奈良県立ろう学校長が別に定めます。

6 選考の結果

(1) 幼稚部 平成 30 年 3 月 16 日（金）までに、保護者に通知します。

(2) 高等部 平成 30 年 3 月 16 日（金）までに、保護者又は本人に通知します。

7 その他

(1) 出願に当たっては、出願予定校で、必ず入学相談を受けておいてください。

(2) この要項で定めるもののほか、必要な事項は別に定めます。

平成30年度奈良県立明日香養護学校（病弱・肢体不自由）高等部入学者募集要項

平成30年度奈良県立明日香養護学校（病弱・肢体不自由）高等部第1学年入学者の募集及び選考は、この要項に基づいて実施します。

《病弱教育部門》

1 応募資格

(1) 障害の程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表「病弱者」の項に規定する程度であって、保護者とともに奈良県に居住する者又は特別の事情がある者のうち、次のアからウまでのいずれかに該当するもの

ア 特別支援学校中学部若しくは中学校を卒業した者又は平成30年3月卒業見込みの者

イ 中等教育学校前期課程を修了した者又は平成30年3月修了見込みの者

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者

(2) (1)の「特別の事情がある者」とは、次のア又はイのいずれかに該当する者であって、奈良県教育委員会教育長に入学志願許可申請を行い、その許可を受けたもののことをいいます。

ア 出願当時は他の都道府県に居住しているが、入学時には奈良県内に居住することが確実な者

イ その他やむを得ない事情がある者

(3) 本校への単独通学又は保護者による送迎が可能であること。

2 募集する学科

普通科

3 募集人員

募集人員は「平成30年度県立特別支援学校幼稚部・高等部等入学者募集人員」に定めます。

4 出願手続

出願は次の点に注意して、入学願書等定められた書類を卒業し、若しくは修了した学校又は在学している学校の校長を経て提出してください。

(1) 受付期間

平成30年2月20日（火）から同月26日（月）まで（日曜日及び土曜日を除きます。）の午前9時から午後4時まで

(2) 出願書類

ア 入学願書（奈良県立明日香養護学校で定める用紙）

イ 調査書（奈良県立明日香養護学校で定める用紙）

卒業し、若しくは修了した学校又は在学している学校の校長が作成してください。

ウ 診断書（障害の程度を証明できるもの）

(3) 出願書類の交付

平成30年1月29日（月）から2月2日（金）までの午前9時から午後4時まで

（注）（2）のア及びイの出願書類は、奈良県立明日香養護学校で交付します。郵送を希望する場合は、返信用封筒（宛先を明記し、92円切手を貼った長形3号サイズの封筒）を同封して、請求してください。

(4) 提出先

奈良県立明日香養護学校（〒634-0141 高市郡明日香村川原410番地）

(5) その他

ア 奈良県立特別支援学校高等部又は高等学校（高等専門学校及び中等教育学校後期課程を含みます。）に在籍している者は、出願できません。

イ 奈良県立特別支援学校高等部（奈良県立高等養護学校は除きます。）に出願した者は、他の奈良県立特別支援学校高等部又は奈良県内の公立高等学校へ出願することはできません。

5 入学者の選考

次により奈良県立明日香養護学校において実施します。

(1) 期日

平成30年3月12日（月） 午前9時から午後4時まで

(2) 実施内容

ア 学力検査

学力検査は、生徒の病状や実態に合わせ、原則として、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科の検査です。

イ 面接

(3) 備考

実施の詳細は、奈良県立明日香養護学校長が別に定めます。

6 選考の結果

平成30年3月16日（金）までに、保護者に通知します。

7 その他

- (1) 出願に当たっては、出願予定校で、必ず入学相談を受けておいてください。
- (2) この要項で定めるもののほか、必要な事項は別に定めます。

《肢体不自由教育部門》

1 応募資格

- (1) 障害の程度が学校教育法施行令第22条の3の表「肢体不自由者」の項に規定する程度であって、保護者とともに奈良県に居住する者又は特別の事情がある者のうち、次のアからウまでのいずれか及びエに該当するもの

ア 特別支援学校中学部若しくは中学校を卒業した者又は平成30年3月卒業見込みの者

イ 中等教育学校前期課程を修了した者又は平成30年3月修了見込みの者

ウ 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する者

エ 大和高田市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、香芝市、葛城市、宇陀市、磯城郡、宇陀郡、高市郡、北葛城郡（上牧町及び広陵町）及び吉野郡に居住する者。
ただし、通学が困難な者にあつては、平成30年3月卒業（修了）見込みの者で、県内の市町村に居住するもの

- (2) (1)の「特別の事情がある者」とは、次のア又はイのいずれかに該当する者であつて、奈良県教育委員会教育長に入学志願許可申請を行い、その許可を受けたもののことをいいます。

ア 出願当時は他の都道府県に居住しているが、入学時には奈良県内に居住することが確実な者

イ その他やむを得ない事情がある者

2 募集する学科

普通科

3 募集人員

募集人員は「平成30年度県立特別支援学校幼稚部・高等部等入学者募集人員」に定めます。

4 出願手続

出願は次の点に注意して、入学願書等定められた書類を卒業し、若しくは修了した学校又は在学している学校の校長を経て提出してください。

(1) 受付期間

平成30年2月20日（火）から同月26日（月）まで（日曜日及び土曜日を除きます。）の午前9時から午後4時まで

(2) 出願書類

ア 入学願書（奈良県立明日香養護学校で定める用紙）

イ 調査書（奈良県立明日香養護学校で定める用紙）

卒業し、若しくは修了した学校又は在学している学校の校長が作成してください。

(3) 出願書類の交付

平成30年1月29日（月）から2月2日（金）までの午前9時から午後4時まで

（注）出願書類は、奈良県立明日香養護学校で交付します。郵送を希望する場合は、返信用封筒（宛先を明記し、92円切手を貼った長形3号サイズの封筒）を同封して、請求してください。

(4) 提出先

奈良県立明日香養護学校（〒634-0141 高市郡明日香村川原410番地）

(5) その他

ア 奈良県立特別支援学校高等部又は高等学校（高等専門学校及び中等教育学校後期課程を含みます。）に在籍している者は、出願できません。

イ 奈良県立特別支援学校高等部（奈良県立高等養護学校は除きます。）に出願した者は、他の奈良県立特別支援学校高等部又は奈良県内の公立高等学校へ出願することはできません。

5 入学者の選考

次により奈良県立明日香養護学校において実施します。

(1) 期日

平成30年3月12日（月） 午前9時から午後4時まで

(2) 実施内容

ア 発達検査又は学力検査

学力検査教科は、国語及び数学です。

イ 面接

(3) 備考

実施の詳細は、奈良県立明日香養護学校長が別に定めます。

6 選考の結果

平成30年3月16日（金）までに、保護者に通知します。

7 その他

(1) 出願に当たっては、出願予定校で、必ず入学相談を受けておいてください。

(2) この要項で定めるもののほか、必要な事項は別に定めます。

平成30年度奈良県立奈良養護学校（病弱・肢体不自由）高等部入学者募集要項

平成30年度奈良県立奈良養護学校（病弱・肢体不自由）高等部第1学年入学者の募集及び選考は、この要項に基づいて実施します。

《病弱教育部門》

1 応募資格

- (1) 障害の程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表「病弱者」の項に規定する程度であって、独立行政法人国立病院機構奈良医療センター、重症心身障害児学園・病院「バルツァ・ゴードル」又は重症心身障害児施設「東大寺光明園」に入院又は入園中の者で、保護者とともに奈良県に居住するもの又は特別の事情があるもののうち、次のアからウまでのいずれかに該当するもの

ア 特別支援学校中学部若しくは中学校を平成30年3月卒業見込みの者

イ 中等教育学校前期課程を平成30年3月修了見込みの者

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者

- (2) (1)の「特別の事情がある者」とは、次のアからエまでのいずれかに該当する者であって、奈良県教育委員会教育長に入学志願許可申請を行い、その許可を受けたもののことをいいます。

ア 出願当時は独立行政法人国立病院機構奈良医療センターに入院していないが、入学時には入院することが確実な者

イ 出願当時は重症心身障害児学園・病院「バルツァ・ゴードル」に入園していないが、入学時には入園することが確実な者

ウ 出願当時は重症心身障害児施設「東大寺光明園」に入園していないが、入学時には入園することが確実な者

エ その他やむを得ない事情がある者

2 募集する学科

普通科

3 募集人員

募集人員は「平成30年度県立特別支援学校幼稚部・高等部等入学者募集人員」に定めます。

4 出願手続

出願は次の点に注意して、入学願書等定められた書類を在学している学校の校長を経て提出してください。

(1) 受付期間

平成30年2月19日（月）から同月26日（月）まで（日曜日及び土曜日を除きます。）の午前9時から午後4時まで

(2) 出願書類

ア 入学願書（奈良県立奈良養護学校で定める用紙）

イ 独立行政法人国立病院機構奈良医療センターの入院証明書若しくは入院予定証明書、重症心身障害児学園・病院「バルツァ・ゴードル」の入園証明書若しくは入園見込証明書又は重症心身障害児施設「東大寺光明園」の入園証明書若しくは入園見込証明書

ウ 調査書（奈良県立奈良養護学校で定める用紙）

在学している学校の校長が作成してください。

(3) 出願書類の交付

平成30年1月9日（火）から2月26日（月）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除きます。）の午前9時から午後4時まで

（注）ア及びウの出願書類は、奈良県立奈良養護学校で交付します。郵送を希望する場合は、返信用封筒（宛先を明記し、82円切手を貼った長形3号サイズの封筒）を同封して、請求してください。

(4) 提出先

奈良県立奈良養護学校（〒630-8051 奈良市七条町135番地）

(5) その他

ア 奈良県立特別支援学校高等部又は高等学校（高等専門学校及び中等教育学校後期課程を含みます。）に在籍している者は、出願できません。

イ 奈良県立特別支援学校高等部（奈良県立高等養護学校は除きます。）に出願した者は、他の奈良県立特別支援学校高等部又は奈良県内の公立高等学校へ出願することはできません。

5 入学者の選考

次により実施します。

(1) 期日

平成30年3月12日（月） 午前9時から午後4時まで

(2) 実施内容

面接

(3) 備考

実施の詳細は、奈良県立奈良養護学校長が別に定めます。

6 選考の結果

平成30年3月16日（金）までに、保護者に通知します。

7 その他

(1) 出願に当たっては、出願予定校で、必ず入学相談を受けておいてください。

(2) この要項で定めるもののほか、必要な事項は別に定めます。

《肢体不自由教育部門》

1 応募資格

(1) 障害の程度が学校教育法施行令第22条の3の表「肢体不自由者」の項に規定する程度であって、保護者とともに奈良県に居住する者又は特別の事情がある者のうち、次のアからウまでのいずれか及びエに該当するもの

ア 特別支援学校中学部若しくは中学校を卒業した者又は平成30年3月卒業見込みの者

イ 中等教育学校前期課程を修了した者又は平成30年3月修了見込みの者

ウ 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する者

エ 奈良市、大和郡山市、天理市、生駒市、山辺郡、生駒郡及び北葛城郡（王寺町及び河合町）に居住する者

(2) (1)の「特別の事情がある者」とは、次のア又はイのいずれかに該当する者であって、奈良県教育委員会教育長に入学志願許可申請を行い、その許可を受けたもののことをいいます。

ア 出願当時は他の都道府県に居住しているが、入学時には奈良県内に居住することが確実な者

イ その他やむを得ない事情がある者

2 募集する学科

普通科

3 募集人員

募集人員は「平成30年度県立特別支援学校幼稚部・高等部等入学者募集人員」に定めます。

4 出願手続

出願は次の点に注意して、入学願書等定められた書類を卒業し、若しくは修了した学校又は在学している学校の校長を経て提出してください。

(1) 受付期間

平成30年2月19日（月）から同月26日（月）まで（日曜日及び土曜日を除きます。）の午前9時から午後4時まで

(2) 出願書類

ア 入学願書（奈良県立奈良養護学校で定める用紙）

イ 調査書（奈良県立奈良養護学校で定める用紙）

卒業し、若しくは修了した学校又は在学している学校の校長が作成してください。

(3) 出願書類の交付

平成30年1月9日（火）から2月26日（月）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除きます。）の午前9時から午後4時まで

（注）出願書類は、奈良県立奈良養護学校で交付します。郵送を希望する場合は、返信用封筒（宛先を明記し、82円切手を貼った長形3号サイズの封筒）を同封して、請求してください。

(4) 提出先

奈良県立奈良養護学校（〒630-8051 奈良市七条町135番地）

(5) その他

ア 奈良県立特別支援学校高等部又は高等学校（高等専門学校及び中等教育学校後期課程を含みます。）に在籍している者は、出願できません。

イ 奈良県立特別支援学校高等部に出願（奈良県立高等養護学校は除きます。）した者は、他の奈良県立特別支援学校高等部又は奈良県内の公立高等学校へ出願することはできません。

5 入学者の選考

次により奈良県立奈良養護学校において実施します。

(1) 期日

平成30年3月12日（月） 午前9時から正午まで

(2) 実施内容

ア 発達検査又は学力検査

学力検査は、国語及び数学の2教科の検査です。

イ 面接

(3) 備考

実施の詳細は、奈良県立奈良養護学校長が別に定めます。

6 選考の結果

平成30年3月16日（金）までに、保護者に通知します。

7 その他

(1) 出願に当たっては、出願予定校で、必ず入学相談を受けておいてください。

(2) この要項で定めるもののほか、必要な事項は別に定めます。

平成30年度奈良県立特別支援学校（知的障害）高等部入学者募集要項

平成30年度奈良県立奈良東養護学校、奈良西養護学校、二階堂養護学校、西和養護学校及び大淀養護学校の高等部第1学年入学者の募集及び選考は、この要項に基づいて実施します。

1 応募資格

- (1) 障害の程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表「知的障害者」の項に規定する程度であって、保護者とともに奈良県に居住する者又は特別の事情がある者のうち、次のアからウまでのいずれか及びエからクまでのいずれかに該当するもの

ア 特別支援学校中学部若しくは中学校を卒業した者又は平成30年3月卒業見込みの者

イ 中等教育学校前期課程を修了した者又は平成30年3月修了見込みの者

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者

エ 奈良県立奈良東養護学校については、奈良市のうち春日、三笠、若草、都南、田原、興東館柳生、京西、飛鳥、都跡及び月ヶ瀬の各中学校の通学区域に居住する者並びに大和郡山市に居住する者

オ 奈良県立奈良西養護学校については、奈良市のうち伏見、富雄、登美ヶ丘、平城、平城西、二名、富雄南、富雄第三、登美ヶ丘北及び平城東の各中学校の通学区域並びに生駒市に居住する者

カ 奈良県立二階堂養護学校については、天理市、桜井市、宇陀市、山辺郡、磯城郡、宇陀郡及び奈良市のうち都祁中学校の通学区域に居住する者

キ 奈良県立西和養護学校については、大和高田市、香芝市、生駒郡及び北葛城郡に居住する者

ク 奈良県立大淀養護学校については、橿原市、五條市、御所市、葛城市、高市郡及び吉野郡に居住する者

- (2) (1)の「特別の事情がある者」とは、次のア又はイのいずれかに該当する者であって、奈良県教育委員会教育長に入学志願許可申請を行い、その許可を受けたもののことをいいます。

ア 出願当時は他の都道府県に居住しているが、入学時には奈良県内に居住するこ

とが確実な者

イ その他やむを得ない事情がある者

2 募集する学科

産業科

3 募集人員

募集人員は「平成30年度県立特別支援学校幼稚部・高等部等入学者募集人員」に定めます。

4 出願手続

出願は次の点に注意して、入学願書等定められた書類を卒業し、若しくは修了した学校又は在学している学校の校長を経て提出してください。

(1) 受付期間

平成30年1月17日（水）から同月19日（金）までの午前9時から午後4時まで

(2) 出願書類

ア 入学願書（出願する学校で定める用紙）

イ 調査書（出願する学校で定める用紙）

卒業し、若しくは修了した学校又は在学している学校の校長が作成してください。

ウ 調査票（出願する学校で定める用紙）

保護者が作成してください。

(3) 出願書類の交付

平成30年1月9日（火）から同月12日（金）までの午前9時から午後4時まで

（注）1月9日（火）は午後1時から午後4時まで

（2）の出願書類は、出願する学校で交付します。郵送を希望する場合は、返信用封筒（宛先を明記し、82円切手を貼った長形3号サイズの封筒）を同封して、請求してください。

(4) 提出先

次のうち、いずれかに該当する学校に提出してください。

奈良県立奈良東養護学校（〒630-8053 奈良市七条二丁目670番地）

奈良県立奈良西養護学校（〒631-0066 奈良市帝塚山西二丁目1番1号）

奈良県立二階堂養護学校（〒632-0086 天理市庵治町358番地1）

奈良県立西和養護学校（〒639-0205 北葛城郡上牧町大字下牧1010）

奈良県立大淀養護学校（〒638-0821 吉野郡大淀町大字下湊414番地の1）

(5) その他

ア 奈良県立特別支援学校高等部又は高等学校（高等専門学校及び中等教育学校後期課程を含みます。）に在籍している者は、出願できません。

イ 奈良県立特別支援学校高等部（奈良県立高等養護学校は除きます。）に出願した者は、他の奈良県立特別支援学校高等部又は奈良県内の公立高等学校へ出願することはできません。

5 入学者の選考

次により出願校において実施します。

(1) 期日

平成30年2月14日（水） 午前9時から午後1時まで

(2) 実施内容

ア 検査（学力及び発達に関すること）

イ 面接

(3) 備考

実施の詳細は、各学校長が別に定めます。

6 選考の結果

平成30年2月27日（火）までに、保護者に通知します。

7 その他

(1) 出願に当たっては、出願予定校で、必ず入学相談を受けておいてください。

(2) この要項で定めるもののほか、必要な事項は別に定めます。